鳥取市水産物魅力発信応援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市水産物魅力発信応援事業費補助金(以下「本補助金」 という。)の交付について、鳥取市補助金等交付規則(昭和42年鳥取市規則 第11号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定める ものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、本市で漁獲される水産物の認知度を高め、市内外に対し情報発信する事業の実施を支援するため、補助金を交付し、もって本市水産業の振興を図ることを目的とする。

(補助金の交付)

- 第3条 市は、前条の目的の達成に資するため、別表第1欄に掲げる事業(以下 「補助事業」という。)を行う同表第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で 本補助金を交付する。
- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表第3欄に掲げる経費に同表第4欄に 定める率を乗じて得た額又は同表第5欄に定める額のいずれか低い額以下と する。

(交付申請)

第4条 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(承認を要しない変更)

- 第5条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、交付目的に特に影響を及 ぼすと認められる内容の変更以外の変更とする。
- 2 第4条の規定は、変更等の承認について準用する。

(着手届を要しない場合)

第6条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同条第1項第1 号及び第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(実績報告)

第7条 規則第12条の規定による実績報告書に添付する同条第1号及び第2 号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(雑則)

第8条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な 事項は、農林水産部長が別に定める。

附則

この要綱は、平成27年6月1日から施行し、平成27年度実施する事業から適用する。

別表 (第3条関係)

1	2	3	4	5
補助事業	事業実施主体	補助対象経費	補助率	補助限度額
賀露白いか祭り	賀露白いか祭り実	打合せ等に要する経費、PR資材作	1 / 2	600,000円
	行委員会	成費、広告料、消耗品及び資材等の		
		購入費、各種イベント開催に係る経		
		費、委託料、借上料		

様式第1号(第4条、第7条関係)

年度鳥取市水産物魅力発信応援事業計画 (報告)書

1 事業の目的

2 事業の内容及び経費の配分

2 事業の	内容及び経費の配分			
		補助対象	負 担	区 分
項目	内容	経費	鳥取市	自己財源
		(算定基準額) A+B	(A)	(B)
		Ħ	P.	Ħ
<u></u> 숨 計				

- (注) 1 内容欄に期間、内容等の詳細を記入すること。
 - 2 実績報告には事業実績の概要が把握できる写真、報告書等の成果物を 添付すること。
- 3 事業完了(予定)年月日 年 月 日

年度鳥取市水産物魅力発信応援事業計画予算(決算)書

1 収入の部

区分	本年度予算額	前年度予算額	比 較	増減	備考
	(本年度決算額)	(本年度予算額)	増	減	VHI 77
鳥取市 補助金 自己財源	円	円	円	円	
計					

2 支出の部

区分	本年度予算額(本年度決算額)	前年度予算額(本年度予算額)	<u>比較</u> 増	増減	備 考
	円	円	円	円	
計					

3 添付書類

事業実施主体の組織構成が明らかになる書類